

# 会 議 録

|   |   |
|---|---|
| 会 議 名   | 平成 30 年度第 2 回野田市公契約審議会  |
| 議題及び議題毎の公開又は非公開の別   | 平成 30 年度の最低賃金を踏まえた最低額について（公開）                                       |
| 日 時   | 平成 31 年 1 月 30 日（水）午前 10 時から午前 11 時 10 分まで                          |
| 場 所   | 市役所低層棟 4 階 職員控室   |
| 出席委員氏名  | 荒井 茂、倉田 耕介、戸邊 克己、森田 耕介、岡田 寿幸、原 崇人                                   |
| 事 務 局   | 佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（管財課長）、松本 和博（管財課長補佐）、初見 龍一（管財課契約係長）、古谷 健人（管財課契約係主事） |
| 傍 聴 者   | 無し  |
| 議 事   |   |
| <p>平成 30 年度第 2 回野田市公契約審議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 開会</p> <p>会長 ただ今から、平成 30 年度第 2 回野田市公契約審議会を開会します。事務局から、会議録作成のため録音したい旨申出がありましたので、了承くださるようお願いいたします。委員 6 名全員が出席しており、野田市公契約条例第 14 条の 6 第 2 項の規定により会議は成立しております。また、傍聴の申出はありませんでしたので報告します。</p> <p>なお、会議途中で傍聴の希望があった場合で、会議に支障がないと判断したときは傍聴を認めたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>2 議事</p> <p>会長 それでは議事に入ります。「平成 30 年度の最低賃金を踏まえた最低額について」を事務局から説明をお願いします。</p> <p>&lt;管財課長から説明&gt;</p> <p>会長 意見、質問等がありましたらお願いします。</p> <p>A 委員 社会福祉法人において、処遇改善加算がどのような形で使用されているか、市として把握しているのでしょうか。</p> <p>管財課長 野田みどり会、は一とふるの 2 事業者を確認しており、共通事項ではありませんが、月給労働者については、昇給分、各種手当、賞与、臨時手当、法定福利</p> |   |

費として使用されており、パート労働者については、時給、各種手当、賞与、臨時手当として使用されていることを確認しております。

B 委員 野田みどり会の求人票を見ると、市の最低額に処遇改善加算が100円加算されており、次年度以降の改善の余地はあるのではないかと考えています。

C 委員 介護職員については、野田みどり会の高卒初任給を基にしているとのことですが、就業規則を確認しているのか、それとも口頭で確認しているのでしょうか。また、実態として、労働者への確認は行っているのでしょうか。

管財課長 就業規則の確認を行っております。労働者の確認については、保健福祉部の担当課において、処遇改善加算の使途について、千葉県への報告と併せて、市の担当課も報告を受け、賃金については管財課においても確認をしております。

D 委員 資料1ページ、1の(1)に、施設の清掃業務、除草作業員、調理員等について、31年度の最低額は948円と記載されています。清掃や除草作業員とは異なり、調理員は1日の労働時間は限られてしまうと思いますが、時給ということではよろしいでしょうか。

管財課長 そのとおりです。

D 委員 調理員について、人手は足りているのでしょうか。

総務部長 学校給食業務を行っている野田業務サービスには、社員とパートの2形態ありますが、委員御指摘のとおり、一日8時間のフルタイムの勤務体系ではないことから生計を立てることが難しいために入社しても辞めてしまう人が多く、募集をかけても集まらないことも多かったため、29年度に大幅な賃金改定(引上げ)を行いました。現在は、社員は予定より少ない状況ではありますが、パートについては、予定より多く集まっていますので、全体としては労働者の確保はできており、安全安心な給食の提供が行われております。

D 委員 施設の警備員等については建築保全労務単価を基に算出しており、市職員と建築保全労務単価を比べると、建築保全労務単価の方が高いため、今後、最低額の差が大きくなってしまわないのでしょうか。どちらに合わせるべきか判断が難しいところではありますが、どちらかの基準に合わせるべきではないのでしょうか。

管財課長 現在、業務委託等においては、市職員の賃金、建築保全業務労務単価、契約実績での賃金、最低賃金の上昇率を勘案したもの、大きく分けて4つの基準があり、賃金間のバランスをとることが難しいところであり、資料5ページに今後の課題として記載させていただきましたが、職種別賃金のあり方そのものについて、32年度の審議会で御審議いただきたいと考えております。

C 委員 仮に職種別賃金を止め、一律の金額とした場合、これまで時給が高かった労働者の賃金が大幅に下がってしまうことが懸念され、労働者としては好ましくはないと考えております。

また、昨年、市川市でも公契約に関する要綱が施行されましたが、市川市の労働組合と懇談した際、清掃業務については賃金が引き上げられるなど、一定の効果を上げているとのことでした。

A 委員 資料3ページの電話交換業務ですが、受託事業者は1者ということによろしいでしょうか。

管財課長 そのとおりです。

A 委員 資料4ページ、栄養士、保育士等の市職員の給与を基準とする職種については金額が確定していないということでしょうか。近いうちに変更の予定があるのでしょうか。

管財課長 12月議会で議決をいただいた、人事院勧告を反映した給料表を基に算出した額を示させていただいておりますが、3月までに給与改定があった場合は、変動の余地があるということです。

A 委員 資料にあるとおり、今後の課題を踏まえた議論が必要になると思います。32年度は、介護職員が清掃業務に逆転される可能性があります。時給が高い職種は、経験や技能が求められており、全体の底上げは重要であるものの、時給が高い職種の賃金が引き上げられないことは、人材確保の観点からも問題であると思います。職種によって上昇率が異なるのは仕方がない反面、職種別をなくして一律にすべきという考え方もあると思います。最低賃金をどう捉えるかということになりますが、最低賃金に必ずしも幾らか上乘せすれば良いという訳ではないと思います。野田市が先頭を走ってきましたが、国が追い付いてきたということも言えるため、最低賃金をクリアすれば問題なく、一致しても良いのではないかということにもなります。意見ををお願いします。

B 委員 他市では、職種別賃金を設けておりませんが、野田市は、職種別が大前提の制度であることから、一概に今の制度を変えればよいとは思いません。

また、前回資料における、賃金の労務単価に対する割合について、県の単価に対する割合なのかを確認させてください。

管財課長 県の公共工事設計労務単価に対する割合です。

D 委員 市が工事の積算をする上では、県の公共工事設計労務単価を採用して積算しており、県の労務単価の85%という数字は、公契約条例上の最低額として採用しているものです。

B 委員 特殊作業員が労務単価の85%、普通作業員が労務単価の100%支払われているとすると、特殊作業員と普通作業員の差がなくなってしまう。実態として、賃金体系が、職種別でなく一律で、特殊作業員に対しては技能手当を支給するような形になっているとすれば、職種別でなく、ある程度まとめた形にしても支障がなくなるのではないのでしょうか。

C 委員 建設工事には非常に多くの職種が存在しており、簡素化すれば、時給の高い労働者からの反対が予想されるため、簡素化には反対です。元請は積算が大変かもしれませんが、職種が固定されていれば、下請へのしわ寄せはなく、賃金設定がはっきりするので支障はないと思います。

A 委員 職種別は重要ですが、全体のバランスを考えれば、全ての職種について、予算が許せば、同じ率での引上げが望ましいと思います。

また、介護職はなかなか上昇しない状況となっていますが、処遇改善加算があるからこのままで良いという考え方で良いのかどうか気になっています。31年度はこのままで問題ないかもしれませんが、32年度は、職種間の問題がより顕著になってくのではないかと思います。

E 委員 最低賃金と市の最低額との一定の差額について、現在の差額が適正かどうかについては議論がありますが、多少なりとも最低賃金を上回っていた方が条例の意義に沿うのではないかと思います。最低賃金と一致させてしまうと、チェックが形骸化してしまう恐れがあるのではないのでしょうか。

職種別の設定をなくして一律にすると、現時点で時給が高い職種の賃金がどうなってしまうのかとの不安があり、慎重な議論が必要であると思います。

管財課長 32年度以降の職種別のあり方については、委員の皆様の意見を踏まえ、事務局で考え方を整理し、改めて案を提示させていただきたいと考えております。

B 委員 公共工事には労務単価が設定されていますが、介護等については、賃金の基準がないことから、入札において最低賃金が下限としての目標になってしまうとすれば、条例の趣旨に反すると思います。

C 委員 入札においては、最低賃金では見積っていないと思います。労働者の流出が懸念されることもあり、最低賃金で生活できるかどうかということを考えた上で見積りを行っていると思いますので、最低賃金が目標になるということについてはあまり考えなくても良いと思います。上昇率の幅を縮めることに重点を置くべきであり、全体としての底上げが重要であると思います。ほかの現場との差が生じるとの懸念もありますが、野田市は野田市としてやっていただきたいと思います。

D 委員 上昇率が低い職種の労働者からすれば、金額的には開きがあるにしても、上昇率が高い職種の労働者に対する思いは良いものではないと思いますので、上昇率の差は問題であると思います。

F 委員 1,000円に近づけるための上昇率の設定は良かったと思いますが、32年度は職種間の逆転の恐れがあるため問題であると考えています。職種間の差はあって然るべきですが、職種間の逆転はもとより、差が縮まることは今後の課題であり、一律にするのか、職種別を維持するのか、別の手法にするのか、今後考えていければ良いと思います。

A 委員 実際の給与は、人材確保の観点からも、市の最低額以上が支払われていると思いますが、最低額は市の姿勢・考え方として公表されるものであり、本来の職種間の差を縮めるということは、技能や経験を軽視していると捉えられてしまうのではないかと危惧があってもよいのではないのでしょうか。市職員給与とのバランスもあると思いますが、市職員の給与を上げようという話があっても良いのではないのでしょうか。31年度はこのままで良いとして、32年度以降はどうあるべきか事務局に考えてほしいと思います。

会長 ほかに意見等ありますか。

C 委員 前回の審議会で話があった実態調査は、どのような状況になっているのでしょうか。

管財課長 立入検査については、工事、業務委託、指定管理の中から選定し、本年2月から実施したいと考えております。今年度は残り期間が短いことから、工事について数件実施し、31年度以降は業務委託及び指定管理を含めて実施したいと考えております。立入りに当たっては、個人情報の取扱いの関係もあることから、野田市公契約条例第9条の規定に基づいて職員に発行されます身分証明書を携行して実施します。

会長 事務局案に反対の意見はありますか。

<意見無し>

会長 事務局案を承認することに異議はありませんか。

<異議無し>

会長 異議無しと認め、承認することに決定します。

### 3 その他

会長 ほかに事務局から何か連絡等ありますか。

管財課長 今年度においては、本日の会議が最後となります。来年度の日程は、今後検討させていただきます。本日の会議録につきましては、1か月で取りまとめさせていただきます、委員の皆様を確認いただきたいと思いますと考えております。

会長 ほかに委員の方から何かありますか。

A 委員 立入検査の報告をしていただければと思います。

### 4 閉会

会長 ほかにないようですので、平成30年度第2回野田市公契約審議会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。